

職業能力開発分科会における審議状況について
(平成 24 年 2 月 28 日以降)

○ 省令改正について

第 67 回職業能力開発分科会（平成 24 年 3 月 29 日）において、以下の内容に係る省令改正案について、諮問・答申が行われた。

- ・ 職業訓練基準等の見直しについて【参考 1】
- ・ 認定実習併用職業訓練の対象となる年齢の範囲の見直しについて【参考 2】
- ・ 認定訓練助成事業費補助金の見直しについて【参考 3】

○ 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

・主な改正内容は以下の3点

1 職業訓練基準等の見直し

主要産業分野の訓練科を実施する際の標準的な訓練内容（教科の科目、学科・実技の訓練時間数の配分等）を現状の技術動向を踏まえ、より適切なものに改める。

また、訓練内容の見直しにより、職業訓練指導員試験の実技試験の科目及び学科試験の科目の内容を改める。

・改正を予定している分野

金属加工分野、機械分野、電気・電子分野、自動車分野、レーザー加工分野

2 指導員訓練（専門課程）の電気工事科の新設

人材ニーズの拡大が見込まれる太陽光発電設備の設置等を行う技能労働者の育成には、当該設備を設置するための技能・知識を教える電気工事科の職業訓練指導員数の拡充が必要なので、職業訓練指導員の質を維持しつつ、これを図るために所要の改正を行う。

・改正を予定している内容

- ① 必要な技能・知識を比較的短期間（通常1年）で集中して習得することで、職業訓練指導員免許を取得できる指導員訓練（専門課程）に電気工事科を新設する。
- ② 他の法令の資格（電気事業法の第一種電気工事士等）を有する者に、電気工事科の職業訓練指導員試験の受験資格を付与又は試験の一部を免除する。

3 総合課程（特定専門課程及び特定応用課程）の設置に伴う関連規則の見直し

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第60号）により、総合課程（特定専門課程及び特定応用課程）を設置したことに伴い、当該訓練課程を修了した者が、一定の要件により職業訓練指導員試験の受験資格を得られる等、所要の改正を行う。

職業訓練基準等の見直し内容

・各分野の主な改正内容は以下のとおり。

機械分野

☆習得する技能及び知識に「手仕上げ」による加工作業を追加。

NC工作機械が普及し、機械加工の自動化が進む中で、機械で行うことが困難な細かな調整を行う手仕上げ作業の重要度が増しているため。

【手仕上げの一例】

機械加工を行った際、微小な出っ張り(バリ)が生じることがある。正しい寸法で仕上げることができない、加工品が傾く、手を切って怪我をする等不具合があるため、これを除去する必要がある。この際、特殊な機器、工具を使用しなくてもヤスリ等による手仕上げにより除去することが可能となる。



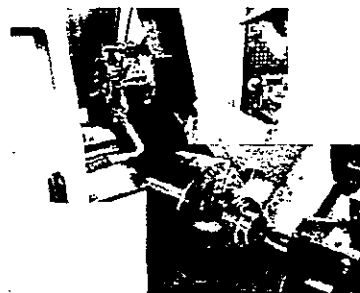
☆教科の科目を「NC加工」に改める。

「NC(数値制御)工作機械を使用して切削等の機械加工を行うこと」は、一般的には「NC加工」と呼ばれるため、一般的な用語に改める。

【NC(Numerical Control、数値制御)工作機械とは...】

加工プログラムを入力して位置や速度などを制御し、工作物を自動的に加工する機械。

NC旋盤(回転させた工作物を、固定した切削工具に当てて自動的に加工を行う機械)、マシニングセンタ(回転させた切削工具(ドリル等)を固定した工作物に当て自動的に加工する機械。工具の自動交換機能を備え、工作物の取付け替えなしに多種類の加工を行う機械)などがある。



NC旋盤



マシニングセンタ

自動車分野

☆習得する技能及び知識から自動車の「製造」を削除。

自動車の整備を行う訓練科(自動車整備科、自動車車体整備科)であり、就職先は主に自動車整備工場、自動車の製造に関する知識・技能は現状において求められていない。また、これに関する教科も設定されていないため、現状に合わせて適正な内容に改める。

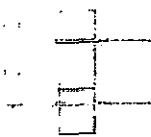
金属加工分野

☆MIG溶接技能を習得するため、専攻実技(特殊溶接実技)の訓練時間を増やす。
企業から高品質な溶接ができるMIG溶接の技能を持った人材が求められているため。なお、教科は既存の特殊溶接実技で実施する。

☆専攻学科(鉄鋼材加工法)及び専攻実技(鉄鋼材加工実習)の訓練時間を増やす。
鉄鋼構造物の設計は、CADのよるものが増えており、CAD図面の読み方を理解し、CAD図面通りに鉄鋼材を加工する知識・技能が求められているため、専攻学科及び専攻実技の訓練時間を増やす。教科は既存の鉄鋼材加工法及び鉄鋼材加工実習で実施する。

【CAD (computer aided design、コンピュータ支援設計)】

製品の形状、その他の属性データからなるモデルを、コンピュータを使用して設計するもの。



【MIG溶接 (Metal Inert Gas)】

外部から供給される不活性ガスによって、アーク(放電)を大気から遮蔽しながら行う溶接。主にアルミニウム、ステンレス等の材料を溶接する。溶接金属への不純物混入が極めて少なく、高品質な溶接ができる。



電気・電子分野

☆習得する技能及び知識並びに教科の科目に電子回路又は電気回路(制御回路)の設計及び調整に関する内容を追加。
電気・電子機器の複雑・高度化が進んでおり、これらの機器の回路を設計及び調整できる人材が求められているため。

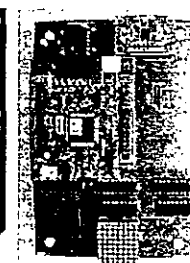
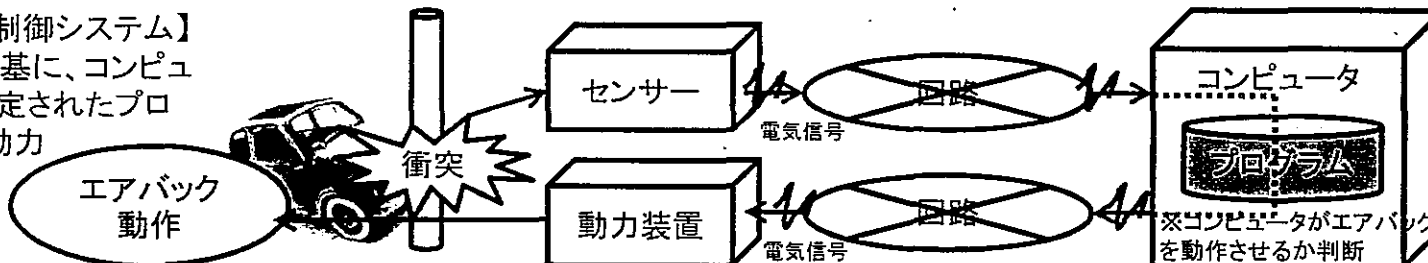
☆教科の科目にネットワークの設計に関する内容を追加。

機器の内部で、その制御を行うコンピュータ制御システム(組み込みシステム)の設計において、機器がインターネットに接続するネットワーク化が進んでおり、ネットワーク技術に関する知識・技能が求められているため。



【コンピュータ制御システム】

電気信号等を基に、コンピュータが予め設定されたプログラムにより動力装置等を制御するシステム。



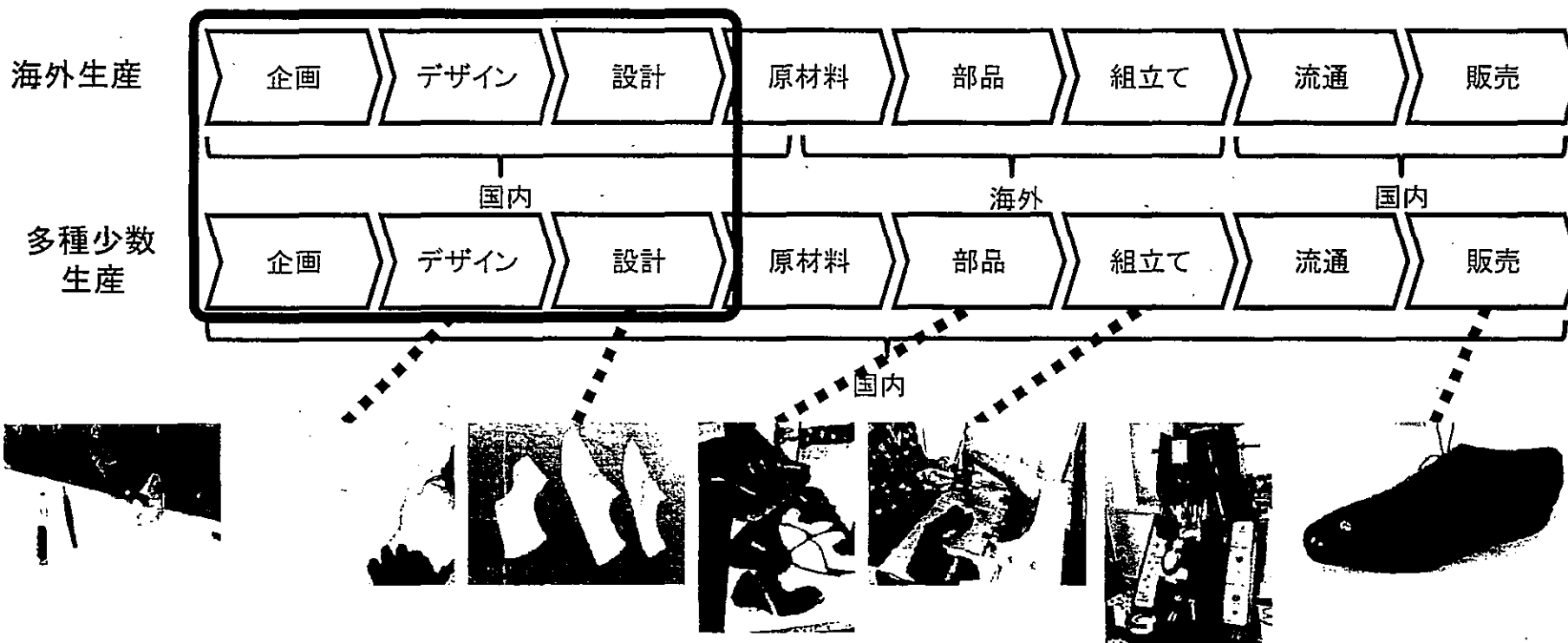
レザー加工分野

☆習得する技能及び知識並びに教科の科目に製品の企画、デザイン及び設計(型紙製作)に関する内容を追加。併せて訓練時間の配分を変更する。

海外からの製品輸入が進む中、人件費の安い海外に生産工程の一部を移すことや、消費者のニーズに合った製品を多種少数製造することが重要となっており、企業からはこれらに対応するため、製造の上流工程(製品の企画、デザイン、設計)を行うことができる人材が求められているため。

【靴の製造工程】

生産工程の一部を海外に移す場合、消費者のニーズに合った製品を多種少数製造も、上流工程の工程が重要となってくる。海外生産の場合は、前工程の設計が正確でないと、不良品が仕上がるリスクがある。



(参考) 職業訓練基準等の見直しについて

職業能力開発促進法第19条
公共職業能力開発施設における普通職業訓練又は高度職業訓練は厚生労働省令で定める基準に従うこととしている。

職業能力開発促進法第28条
普通職業訓練は厚生労働省で定める職種ごとに免許等が必要。

職業能力開発促進法施行規則第10条
普通課程の普通職業訓練

職業能力開発促進法施行規則第37条
免許の職種(種類)等

このうち、主要な産業分野に関しては規則別表にて、訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定。

規則別表第2

規則別表第11

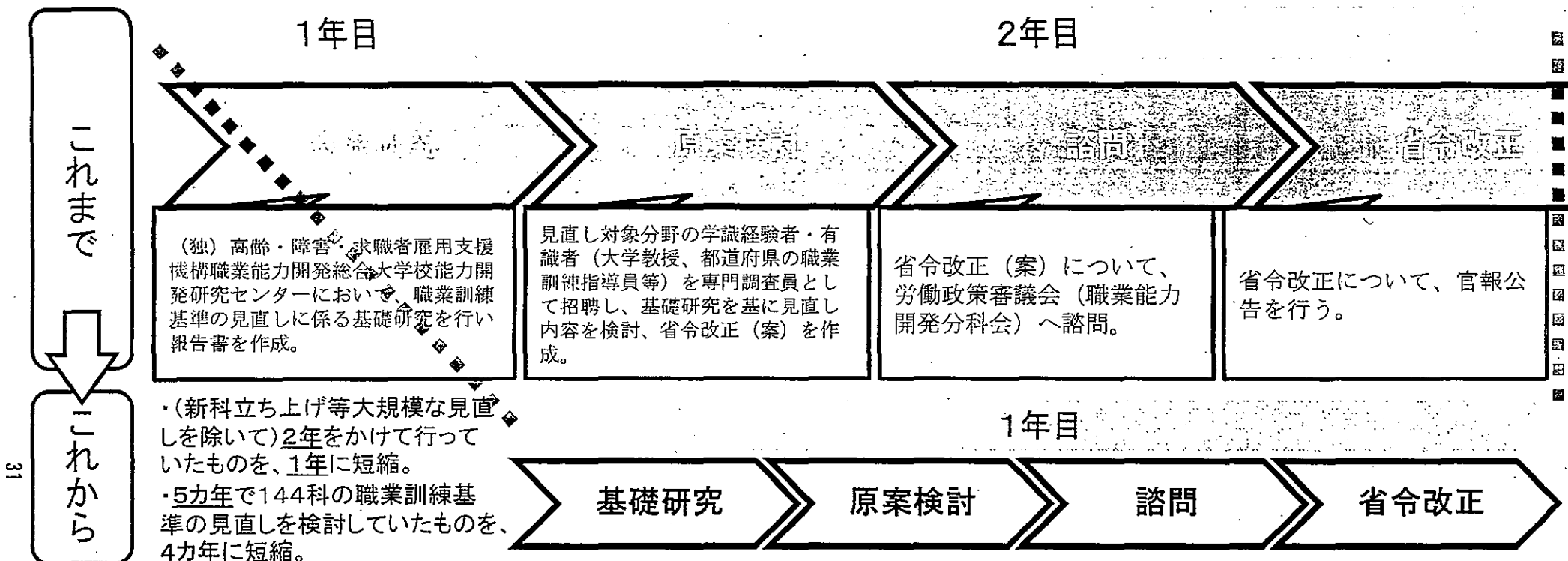
一部に近年の産業技術・産業動向等との隔たりが見られる

規則別表第2に合わせて必要な箇所を修正

標準的な訓練内容等の見直し

職業訓練指導員試験の
科目の見直し

(参考) 職業訓練基準等の見直しの流れ (概要)



○これまでの職業訓練基準の見直しについて

- 平成19年度から平成23年度にかけて、5カ年で普通課程の全ての訓練科（144科）の職業訓練基準の見直しを検討。（前年度に基礎研究を実施。）
- 平成19年度は電気・電子分野、平成20年度は建築・土木分野及び非金属加工分野、平成21年度は情報・通信分野、平成22年度はビジネス分野及びデザイン分野の訓練科の職業訓練基準を見直した。

○平成23年度の職業訓練基準の見直しについて

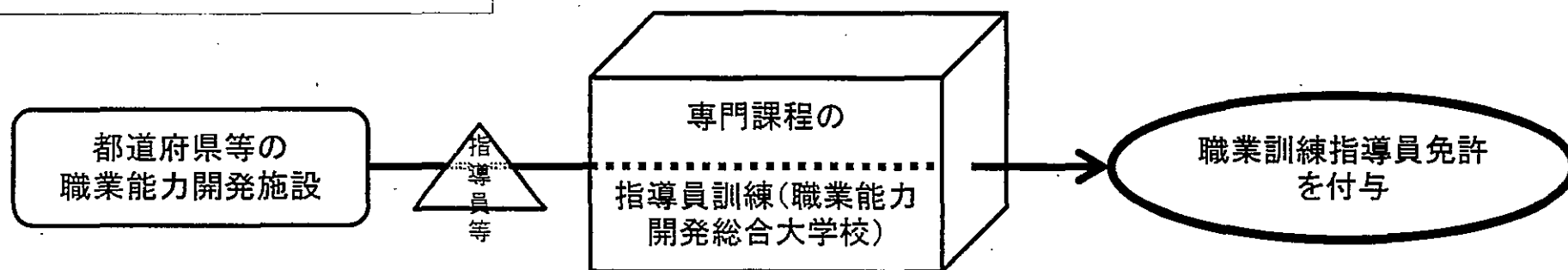
金属加工分野、機械分野、メカトロニクス分野及び自動車分野の他、労働政策審議会職業能力開発分科会（2011年3月25日）の議論を踏まえ、情報・通信分野等技術革新が著しい分野又は緊急性を伴う分野として電気・電子分野、レーザー加工分野、通信分野及び情報処理分野について、専門調査員会（専門調査員により構成）にて見直しを検討。

金属加工分野、機械分野、電気・電子分野、自動車分野、レーザー加工分野の職業訓練基準を改正する。

電気工事科の専門課程の指導員訓練の新設等について

- 太陽光発電設備等の導入促進に伴い、当該設備を設置することができる技能労働者を育成するため、電気工事科の職業訓練指導員の養成を促進する必要がある。
- こうした中、電気工事科の職業訓練指導員となるためには、これまでの職業訓練指導員試験の受験等により免許を取得する方法があるが、これに加え、今般、公共職業能力開発施設等の職業訓練指導員に新たに免許を付与する指導員訓練(専門課程)に「電気工事科」を追加するとともに、電気工事士等への職業訓練指導員試験の受験資格の付与や一部試験の免除を行うための改正を行う。

専門課程の指導員訓練について



訓練科数: 17訓練科

機械科、構造物鉄工科、塑性加工科、溶接科、電気科、電子科、コンピュータ制御科、自動車整備科、内燃機械科、建築科、木工科、配管科、メカトロニクス科、情報処理科、デザイン科、塗装科、鋳造科 → 「電気工事科」を追加

訓練期間: (標準) 1年又は6か月

訓練時間: (標準) 1800時間又は900時間

訓練対象者: 職業訓練指導員免許を受けた者、2級の技能検定合格者でその後3年以上の実務経験を有するもの 等

総合課程(特定専門課程及び特定応用課程)の設置に伴う見直し

○専門課程及び応用課程の高度職業訓練の修了者等には、職業訓練指導員試験の受験資格等が付与されており、総合課程(特定専門課程及び特定応用課程(※))についても、これらに準じて、職業訓練指導員試験の受験資格等を付与する。

※職業能力開発総合大学校(小平校)で特定専門課程(2年)及び特定応用課程(2年)を体系的に実施する課程(24年4月に開講予定)。

【専門課程及び応用課程の修了者に係る特例の内容】※訓練修了後、一定の実務経験が必要な場合有り。

- ☞ 専門課程修了者が応用課程を受講する際に、高度職業訓練の訓練内容の一部(教科の科目、訓練期間、訓練時間)を省略できる。(※特定専門課程修了者の場合は、応用課程を受講する際に訓練内容の一部を省略できる。)
- ☞ 職業訓練指導員試験の受験資格を付与する。
- ☞ 職業訓練指導員試験の一部を免除する。
- ☞ 職業訓練指導員免許を受けていなくても、訓練科の教科の一部を担当できる。
- ☞ 一部の等級に係る技能検定の受検資格を付与する。
- ☞ 一部の等級に係る技能検定の試験の一部を免除する。
- ☞ 指定試験機関が行う技能検定の試験の一部を免除する。
- ☞ 職業訓練指導員免許を受けることができる。
- ☞ 技能士コースの短期間の普通職業訓練を受けることができる。

※ 総合課程(特定専門課程及び特定応用課程)は、既存の専門課程及び応用課程の高度職業訓練の訓練基準(別表第6及び別表第7)を準用しており、当該訓練課程の修了者は、これらとほぼ同等以上の技能・知識を有しているものと考えられる。

ジョブ・カード制度の活用による就職促進の流れ

ホ ッ プ

ス テ ッ プ

正 社 員 へ

ハローワーク等

キャリア・コンサルティング

- ・ 職業能力や就業目標・課題を整理

- ・ 就職活動の自己アピールの作成

訓練せずに就職

職業能力形成プログラム

企業、教育訓練機関等で職業訓練を受講

雇用型訓練

- 正社員経験に恵まれない者を企業が雇用
- 企業実習 + 座学の訓練
- 在職非正規労働者の正社員化へのキャリア・アップにも活用

委託型訓練（日本版デュアルシステム）

- 専修学校等に委託
- 企業実習 + 座学の訓練

企業が能力を評価

訓練対象の拡大

求職者支援訓練

- 雇用保険を受給できない者が対象
- 基礎的能力や実践的能力の付与

公共職業訓練（施設内訓練・委託訓練）

- 主に雇用保険受給者が対象

訓練機関が能力を評価

ジョブ・カード
評価シートを活用

訓練実施企業で正社員へ

就 職

ハローワーク
の支援

ジョブ・カード制度の職業訓練

	雇用型訓練		公共職業訓練			求職者支援 訓練
	有期実習型訓練	実践型人材養成 システム	委託型訓練 (日本版デュアルシステム)	離職者訓練	学卒者訓練	
対象者	・フリーター等の正社員経験が少ない方 ・新規学卒者 ・自社内のパート等の非正規労働者	・新規学卒者を主とした15歳以上40歳未満の方 →「15歳以上45歳未満」へ要件を緩和 ・自社内のパート等の非正規労働者 (正社員転換する場合に限る)	実践的な職業能力の習得が必要な求職者の方	雇用保険を受給できる方	高等学校卒業者等	雇用保険を受給できない方
総訓練時間	・3ヶ月超6ヶ月以内(特別な場合は1年まで可。トライアル雇用と併用する場合は3ヶ月) ・OJTは総訓練時間の2割以上8割以下(訓練修了後に正社員となる場合が決められている場合は1割以上9割以下)	・6ヶ月以上2年以下 ・OJTは総訓練時間の2割以上8割以下	標準4ヶ月(委託訓練活用型:座学先行コースの場合)等	3ヶ月から1年	1年または2年	3ヶ月から6ヶ月
位置づけ	フリーター等の正社員経験の少ない方に実践的な訓練を行うことにより、正社員就職を目指す。	計画的な訓練を行うことにより、現場の核心人材を育成。	民間教育訓練機関等が主体となり、実践的な職業能力を付与。	公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関等において、再就職に必要な知識及び技能を習得させるための訓練。	公共職業能力開発施設において技能労働者の育成を図るため、長期間の訓練を実施。	民間の教育訓練機関等を活用し、基礎的能力から実践的能力までを習得するための訓練。

認定訓練助成事業費補助金の改正(東日本大震災関連)

【制度の概要】

1 認定職業訓練

事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定。

(平成22年度実績: 施設数・・・1,174施設、訓練生数・・・約25万2千人)

2 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う職業訓練法人等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2(補助対象経費の1/3が上限)を補助(運営費、施設費、設備費の3種類)。(雇用保険法施行規則第123条)

【改正内容】 ※東日本大震災に伴う施設・設備復旧特例措置の延長(平成24年度末まで)

東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費及び設備費の国庫負担率を引き上げる特例措置について、施設復旧工事が平成24年度となる施設があるため、引き続き実施する。

特例の対象

東日本大震災に係る災害救助法の適用地域※に所在する認定訓練助成事業費補助金の対象となる職業訓練法人等が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費。

※青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県

対象: 4県11施設(うち2県2施設について平成24年度措置予定)

国から県への補助の特例

	国から県への補助率	負担割合※
通常	1/2	1/3
特例	2/3 (23年度は3/4)	1/2

※補助対象経費に占める国の負担割合の上限

【適用日】 平成24年4月1日